

平成 25 年度 第 4 回 湖南省立図書館 図書館協議会

- 開催日時 平成 26 年 3 月 15 日(土) 午前 10 時 5 分~12 時
- 開催場所 湖南省立甲西図書館 2 階 集会室
- 出席者 図書館協議会委員 9 人 欠席者 1 人
図書館事務局 3 人
- 傍聴人 なし
- 議事
 - 1.平成 26 年度 市立図書館事業方針について
 - 2.平成 25 年度第 3 回図書館協議会(図書館協議会交流会)の報告
 - 3.平成 25 年度実施事業の報告
 - 4.図書館評価について
 - 5.委員からの質問事項、提案など
 - 6.図書館関連新聞記事について
 - 7.意見交換、協議
 - 8.その他

[教育部長あいさつ]

[傍聴人の確認]

[資料確認]

会 長	皆さんおはようございます。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。徐々に春めいてまいりましたが、本日は皆さん、よろしくお願ひします。それでは、事務局の方よろしくお願ひします。
-----	--

[図書館の事業方針について説明]

会 長	みなさんの方からご質問はありませんか。
委 員	4 番のブックスタートですが、今までもやっていたのではないですか？
館 長	今までは 10 ヶ月検診で本の読み聞かせや図書館の PR も含めて司書が行っていたのですが、ブックスタート事業は、また別のもので、その説明をしながら、本と一緒に提供するものです。
委 員	その金銭的な裏づけができたということですか。
館 長	図書館ではなくて、母子保健担当部局のほうで予算を計上しました。図書館も連携しながらということで、このような文言にしました。
委 員	非常にありがたいと思います。全国でブックスタートしているところを調べると、湖南省は入っていませんでした。他所へ行って湖南省の図書館はいいよと話していますが、ブックスタートもできてよかったと思いました。
会 長	去年は司書配置というような記載だったと思います。今回は連携という表現ですが微妙に違うんですか。
館 長	平成 25 年度は司書が配置されておりますが、人事につきましては、どうなるかわ

	からないということもありましたので、表現を変えています。
会 長	ほかにご意見はありませんか。では次の議題についてです。

[第三回図書館協議会について報告説明]

会 長	参加された8名の方で、特に初めて参加された方に、ご感想をお伺いできればと思います。どなたか。
委 員	私の個人的な感想ですが、初めてということでもとりにあらず自分にはそれほど大きな意識がなくて、こういう場に参加させていただいていいのかというように感じました。図書館の後方の蔵書のところを見せていただいたり、新しい発見とかがあったりして、それなりに充実した時間だったと思っております。
委 員	私の場合は、学校図書との関係ということで、聞かれました。私が聞いた方は、学校との連携がすごくうまくいっているということでしたが、学校と直接関係があるわけではないので、よく知りませんという返事しかできませんでした。
委 員	滋賀県の図書館交流会ということで、熱意があってびっくりした。私のグループの多賀町と大津市の図書館の方から、湖南省では図書館の市の答申ができていると話があって、その点を湖南省の方から教えていただけませんか、と質問されましたがまったくわかりませんので、と言うしかなかったんです。どういうことですかね。
副館長	直接お問い合わせがなかったものですから、図書館の答申というのは、何をさして言ってらっしゃるのかがわかりませんでした。
事務局	図書館協議会の皆様がまとめていただいたものを、言っておられるのでは。
委 員	内容的には市の関係に聞こえたんです。行政改革大綱のことですか？
館 長	平成19年に出された答申で、図書館の在り方や指定管理を含めた図書館運営について、図書館協議会から出しているものではないかと思えます。一般的には諮問に基づいて答申となりますが、そのことだったのかと思われまます。
会 長	答申という言葉が図書館協議会の交流会で出たとすれば、合併後に図書館側からこれからの湖南省図書館のあり方に関して、図書館協議会に諮問がありました。学校教育との連携とか、全国的に指定管理の流れがあるけれども、それに対しての意見も含めさせていただきまました。あくまでも、これからの湖南省図書館のあり方ということで、大綱がでてきたのはそれよりも後のこととなります。
委 員	図書館協議会の役割として、館長の諮問に答えることがあります。平成19年に当時の館長から指定管理制度の問題だけではなく、これからの公共図書館のあり方について市民の代表としてお考え下さいというような諮問があったわけですから。それに対して答申という形で、指定管理者制度だけでなく今後の図書館の在り方についていろいろと意見を申して、答申書にまとめて教育長にお渡しした、そのことだと思います。
委 員	他所の図書館ではそういうことはあまりないですか。
委 員	少ないですね。
委 員	諮問があって答申する。

委員	だから図書館のあり方について、市長だけで方針は決めないです。図書館というのは、教育委員会に所属する独立した教育的機関ですから、市民の意見を反映して今後のあり方を決めていかなければなりません。
委員	このことは第1回目の時に、委員さんに説明しておく必要があります。学校との関係も、知っておられないのは当たり前だと思います。
委員	館長の諮問に対する答えが答申で、それ以外に自主的に図書館協議会が市民の意見として、意見を申し上げるという形もありますが、それは今まではありません。
委員	草津が図書館協議会がないうちに指定管理制度を導入すると言われて、それはちょっと問題があったということを発表されていました。
委員	近江八幡も図書館が今の状態ではいけないということで、その時図書館協議会はどう言ってるのかと質問をたくさんしておられました。ということは図書館協議会の意見はとても大事なんだと勉強させていただきました。
委員	米原の話で、あそこは旧米原、伊吹、山東町、それから近江町と4つが一緒になって、4つ図書館を持っておられ、それを統廃合するという問題はものすごく難しいということを言われてました。アンケートをとったりとか。湖南市の場合は、甲西と石部の2箇所そのまま継続してやっていますけれども、4つも5つも町が合併されているところは、本当にその問題は大変ですね。
委員	今は2館あるけども大綱のほうでは1館ではだめなのか、ということもあるわけです。だからそれも我々がどういうふうに考えるかということが、どうしても2館必要だということも議論する必要があった。
委員	指定管理、それはまったく分かりませんので、教えていただきたいのですが。
会長	今日は簡単にやって来年度4回のうちに、基礎的なことなので指定管理に絞って説明していただくということで、簡単に事務局の方から口頭で説明していただいて、次回またおねがいします。
副館長	簡単に申し上げますと、例えば民間委託というのがあります。ここの図書館でも行われていますが、例えば清掃業務や機械点検を委託したりしています。法律ができるまでされていたのは、そういう業務ですが、指定管理者制度というものは、民間で管理運営ができるということで、その業務の委託ではなく、館長業務を含めてすべてをある団体に委託することが出来るというものです。
館長	公の施設の管理を委託する場合は、外郭団体に委託するのが一般的だったのですが、民間も含めて管理運営ができるようにしようというのが指定管理です。
委員	市が予算を決めてこれだけ渡しますから、そこで運営も人事も全部やってくださいということです。しかも3年又は5年の一括契約で、仕様書を出して入札をして、この予算でやっていただける人は手を挙げてくださいということです。その代わり3年後に、やめたとされたり誰も入札をされなかったら大変なことになります。
委員	今の教育行政とか、根幹にかかわるものまで、安いところへということになる。
委員	図書館とかでなければ、それでいいんです。文化ホールとかだったら。

会 長	説明はこれくらいにして、次回に、時間をとっていただきます。それから、交流会には2年目も参加する可能性が高いと思いますので、皆さん発言できるようにお願いします。それでは議案の3番目、平成25年度の実施事業の報告をよろしくお願いします。
-----	--

[平成25年度実施事業の報告について説明]

会 長	ご質問やご意見がありましたら。私から2点。グループで楽しむ映画会、これは5回開催されていますがどんな感じですか？
副館長	5回とも同じグループの方なんですけれども、水曜日の午前中にこの作品と指定されて、集まって楽しんでいらっしやいます。
会 長	これは5回とも同じメンバーですか。
副館長	同じメンバーです。もうちょっと他の方に広がっているといいと思うのですが。
委 員	具体的には、5人ぎりぎり、あるいはもっと多いのか。
副館長	正確にはわからないのですが、10人以下だったと思います。
委 員	そういうのが何日にあります。よかったら来てくださいという表示はなかったですか。
副館長	そのグループの方だけではなくて、別の方も入ってもいいという条件にしています。一週間くらい前に掲示することもあるのですが、ぎりぎりの申し込みの場合は当日掲示することもあるので、他の方の利用というのはあまりありません。
会 長	これはホームページにいつやりますというのとは。
副館長	リストも出しています。いつやるというのとは載せていません。間に合わないのです。
館 長	申し込まれてから実際上映までの期間が短いので、その周知というのは難しいです。5人で楽しむ映画会の方法や作品はホームページに掲載しています。
委 員	これは上映権つきのものですね。そうたくさんはないですね。いま、湖南省で持っている上映権つきは、どれくらいありますか。
副館長	100ぐらいは。
委 員	むしろこういうグループがありますので、図書館でビデオを見ましようというサークル的な、そういう方向にもっていったらいいのではないのでしょうか。映画を見てから帰りにどこかお茶しながら感想を話し合っておられるかもわからないし。そういうサークル紹介みたいにもっていくとむしろ増える。
委 員	サークル自体が自主的な活動というのを活発にPRしてくださいというふうにアドバイスされればいいのではないのでしょうか。
委 員	PRのお手伝いはしますみたいに、何か貼るとか。
委 員	せっかく値段の高い上映権つきがあるので、眠らせておくのはもったいない。
委 員	資源を活用する、そして図書館の利用者を増やすと。
会 長	それともうひとつ質問したかったのが、ライブラリーコンサート、今回は視聴覚室でかつ、昼間にとというのは初めてでしたよね。私も来たのですけれども、下だったらものすごく広くてたくさん入れるけども、運営された側のご意見を。

副館長	昼間のコンサートをやっていなかったわけではないのですが、ギターとか、開架室では音響がだめなものとかを何回かやったことはあります。今回、上の部屋でやったことというのは、ずっと夜の7時の図書館が閉まってから続けてきたのですけれども、いらっしゃるお客さんの層がだんだん、高齢の方になってきています。
館長	去年は開架室で夜にライブラリーコンサートとしてファドと視聴覚室でお昼にハーモニカコンサートを行いました。夜は出づらいというご意見がありましたので、今年度はお昼の時間帯に視聴覚室でさせていただきました。
会長	定員は、消防法上は何人ですか。
副館長	席は90ですが、90きっちりということはないと思います。今まで指摘されたことはないですが、何かあったときは大丈夫なように考えておかないといけません。
会長	こないだは結局何人でしたか。
館長	104名です。
委員	確かに夜は出にくいというのは、徐々にここも変わってきたのだと思う。今後どうぞよろしく願いいたします。
会長	ほかにご意見等ないようでしたら、次の4番の図書館評価についてお願いいたします。

[図書館評価について説明]

会長	人口の規模によって、図書館のふさわしい利用形態が違うというのは皆さんにも理解していただけたと思います。
委員	町田市も市制30年のときに、市民に何がほしいですかと言ったら、立派な図書館を建て替えてほしいということでした。まさに、昔の甲西のようだけれども。
委員	問題はね、これにものすごい力点がかかったら、図書館サービスがおろそかになるでしょう？そのバランスが難しい。確かに書いてあることを見ていると、専門司書の率はこれだから次はこれくらいの率を目指します、と非常に分かりやすい、これが書いてあると、臨時ではなくて専門の人を雇わなければならないということが出てくる。これだけしてもらわなくても金もかかるし力もかかる、それよりも図書館の充実をしてほしいです。
館長	バランスの問題について仰っていただきましたが、評価のために人材を裂くというのは本末転倒であり、それについては検討しながらやっていく必要があります。
会長	私も旅行に行くたびに図書館に、飛びこみで行きますが、その中で数字よりも細かいひとことというところが参考になります。人手をかけなくてもこんなものができるなら、ということでもらってきたというのが目的です。アンケートなんか取ったことありませんというのが日本の図書館の実情です。
館長	地域性もありますし、全てのことに対応できるかというところではないです。人口規模とか、そのまちの市勢もありますから。それも考慮して、設定をしていくことになると思います。
会長	(町田市は) 隣と合併して政令指定都市になろうとしてがんばっています。町田市

	は東京で、県境を挟んだ神奈川県は相模原市で政令指定都市になっています。市民に何がほしいとアンケートをとったら、古い図書館は建て替えて内容の充実した図書館をという市民の声がでできたということです。
委員	貸し出しと返却が地域のセンターでできるという項目がありましたが、先ほど出ていました指定管理者制度の問題で、まちづくりセンターも指定管理者制度を導入する方向で、これから話が進んでいくのですが、ここはすでにセンターでそういう貸し出し機能をされているように書いてあります。そういう貸出とか返却の窓口を利用していくと、お年寄りの方がここまで来ずに、いつでも利用できるのではないかなと思います。ここを参考にして取り組むのであれば、地域のセンターの活用が便利な方向でできるのではないかなと思うのです。
委員	これは（湖南市のまちづくりセンターとは）違います。
会長	簡単に言うと、町田市の場合は図書館が7つあるんです。図書館独立ではなくて、ビルにそれぞれ入っているような。逆に言うと、まちづくりセンターが立派な5階建てのビルで、その中の1階に入ってるというイメージです。
委員	ここにも載っていますけど、コンビニでというのもあります。
委員	コンビニや宅配でという話がありましたね。かなり経費がかかってくるし、難しいと思うのですけれども。まちづくりセンターだったら、いつも人がおられますので、経費をかけずに活用できる方法があればそんなに難しくはないのかなと思います。
事務局	管理の問題と、運搬の問題と、貸し借りに関しても、読者の秘密を守るということでやっておりますので、その辺りをどのように担保するかということを含めての検討になると考えられます。
委員	あんまり、市民の便利のためだけでどんどん走っていくと、本来の目的がなくなってしまう。本を借りに行く、返しに行くそういうことも教育しないと、皆のためとか言って、魂が抜けていくような感じはします。
委員	本というものをどのように考えるか。僕は子どものときに新聞紙でも本でも跨いだら親に怒られましたけれども、知的産物としての本というのをどう捉えるかということです。簡単に借りたから返すときも便利とはいえ、安易にぼいと返却するのと、図書館にありがとうございますと言って返すのと、そのへんはそれぞれの人生観というか読書観というのがあります。便利というのもひとつ、また特に守秘義務というのもあります。誰がどんな本を読んだというものもありますし、リスクが伴いますからそこは研究の余地のあるところでしょう。
委員	便利だから倫理観がなくなるというのは、意味が違うと私は思います。便利だろうが不便だろうが、倫理のない人は倫理がないのだから。利便性を考えたらの話で、利便性が増したら倫理観が失せるかといったら、それは話しが違うと思います。
副館長	近くにないと借りに行けないし返しに行くのも面倒です。生活圏で自分で歩いていける、自転車でいける範囲に貸し借りできる場所があると便利だろうなというのは基本だと思います。それをどう担保するのかはまた別の問題ですが、おっしゃる

	とおりでと思います。
委員	本当にそういう高齢者の方がおられるわけですからね。
委員	湖南省のこの図書館は1キロ範囲に何人住んでおられるのかなと時々思います。私は石部に住んでいますが、図書館まで1キロありません。簡単にたくさんの人が図書館に行けます。甲西を見ると役所の真ん中にぽつんとあるから、それを補う意味で移動図書館をやっておられると思っていました。
委員	今後の湖南省の図書館のあり方の答申で出た意見のひとつとして、2館体制ではまだ足りない。本来図書館は中学校区にひとつあるべきというのが、そのときの図書館協議会の意見でした。半径4キロくらいに1箇所という議論がありました。
委員	明記はしてないかもしれません。その時に出た話です。
会長	中学校の校区にあるのが望ましいということです。
委員	4キロというか、今の中学校くらいでないとう遠いでしょう。
委員	湖南省は恵まれているところですよ。中央にあって。まわりから集まりやすい。米原は離れているからなかなか行きにくい。下田や菩提寺はかなり遠いですが。
委員	大津も離れています。図書館協議会ができたのも最近です。
委員	4にできなくても、2を1にしないようにと。それをがんばらなければという感じがしましたね。
委員	2万5千人に1館くらいという、それからいうと多いと言われますが、反対です。下田や岩根など東の方は増やしてほしい。そこにひとつできたほうが良い。
委員	それと、高齢化で運転免許証を返納されたりしている。
委員	巡回のバス(移動図書館)を真剣になってやっていかないとね。
委員	移動図書館は30分くらいしかおられない、確かに月2回やっておられますが、30分というのは微妙な時間ですね。その時に行かなければいけない。
委員	例えばインターネットで予約できたりしますね。それを移動図書館へ取りに行くことはできますか。
副館長	できます。
委員	今みたいに停車時間が限られているというのが問題ですね。インターネットもできなかつたら借りたい本も借りられない。
館長	電話で予約はできます。
事務局	いまインターネット予約は、図書館の本棚にあるものについてはできません。電話していただいて、このときに持ってきてと言ってくださったら、持って行きます。
委員	インターネットでないけれども、例えば石部図書館の端末を使うと、甲西での棚にあるものでも予約できましたよね。いろんなことができます。
委員	それを皆知らないの、行けなかつたらできないと思っています。それを知らしめていくということが必要ではないでしょうかね。
館長	そういう意味では、PR不足もあるということで、チラシなりいろいろな方法でPRしていく必要があると思います。ホームページに載せていますと言っても、ホーム

	ページを見られない方もいらっしゃいますので。
委員	朝日新聞の専門的なもので日曜日に、出ているものですが、アンケートの中で、図書館へ行こうというのが1位でした。私もこちらへ来てコピーさせていただきましたが参考になりますよ。
会長	図書館評価についてはこれくらいにして、委員会の質問提案というのは、資料の6番のことですね。そちらに移っていただいていいですか。

[委員からの質問事項、提案について説明]

委員	(ビブリオバトルで)加古川まで行って出場してきました。5分間で自分がこういう本があるよ、皆さんどうですか、という話をする。5分立ったらベルが鳴るんです。その後1、2分質疑を受ける。そうすると、もう少し補説ができる。ポイントは、上手に説明したから、票が入るわけではない。そのとき来ていた人のニーズみたいなものに合うと入る。私も全く知らないという本を読みたいと思ったんです。早速図書館にリクエストして提供してもらいました。ポイントは自分がまったく思っていないような本を紹介してくれる。そうして広げていく。5分間で喋ろうと思うと、読み込まないと喋れない。湖南省でやるのだったら協力したいと思っていたので、この項目が出ていて嬉しいなあと思いました。③の部分について、絵本の読み聞かせですけど、これは子どもにするように思っていますが、実は柳田邦男先生が、こうおっしゃっています。絵本は一生のうちに三回会う。子どものときに読んでもらう。親になって読んでやる。老年になって、読むともう含蓄が深い、と言われた。絵本の読み聞かせコーナーで、子どもだけでなく、そこへ大人も行くのと、いいのではないかなと思います。
委員	これは何人くらいが一番いいのですか？10人いたら50分かかる。
事務局	4、5人くらいがいいのではないのでしょうか。滋賀県で行われたものが新聞に載りました。これはピアザ淡海という大きな会場でされていますが、最初は出演者が4人か5人の小グループに分けて実施して、各グループで1位になった人ばかりでピアザ淡海のステージで行ったということです。谷口先生がおっしゃっているのが、本を知り人を知るゲームであるという主旨から、まずは知ってる人の中でやってみるというのが、本来の姿です。
委員	図書館の行事としてこういうのが続いていくと、来年でてみようかというのも出てくるし、例えば5人くらいで最初にやってみてトライしてみる。人を知るというのはどういう部分かという、どんな本を選ぶかというところから人なんです。
事務局	本の内容も、さることながら、どうして私がこれを読みたいと思ったのかとか、どんなふうに出会ったんですよ、というエピソードもあってそれもおもしろい。
委員	ビブリオってどういう意味ですか。
事務局	ラテン語で本です。バトルというので書評合戦というか、ゲームですね。もともとは、1冊本を選んで皆で勉強会をしようという時に、参加メンバーにこんなのがいいよ、と紹介してもらおうというところから始まっているということです。ちなみ

	に原稿は一切見てはいけないというルールがありまして、5分間素で話すということですね。高校生が予選でしているときも、頭が真っ白になってまったく喋れない子がいたりしました。
委員	だからプレゼンテーションの練習にもなる。
委員	図書館の中高生の利用が少ないといわれていますよね、そういう利用促進を図るためにも図書館がそういうものをするというのはいいかもしれませんね。
事務局	県の教育委員会も今回高校生を対象にということでされたそうです。小学校の校長先生が、これはいいから皆でやってみよう、とって無理やり子ども達を教壇の上に乗らせてやったところ失敗したというケースもあったようですので、まずは内内で始めてみるというのが、スタートとしてはよいと思います。
委員	バトルは子どもは好きなんですかね。
事務局	そうですね。
会長	ゲーム世代は好きですよ。5分というのは長いですか。
委員	3分は短いけど5分だと皆途中でやめています。5分びつたりと言えたからといって、その本に票が入るとは限りません。とにかくやってみることが大事で、例えばこの人がこんな本を紹介されるのかというのが見えます。
委員	発表者のキャラというのは、かなり影響しますか。
委員	影響しますが、上手に喋ったからといって点数は入りません。私が読みたいと思った本に票がたくさん入りました。だから皆も同じように思ったと思います。そういうことをやっていると、大人の利用者の促進も出来ると思います。
事務局	勘違いしてはいけないのは、チャンプになった本を発表した人が一番偉いのではないということです。チャンピオンにならなかったからがっかりする必要もないし、自分が読んだ本を紹介するわけですから、あくまで自分の人間性とは切り離して考えてもらいたいということです。
委員	以前にチャンプ本になった本を紹介した人が言ってましたけど、同じようにやっても前は全然票が入らなかったのに、今日は入って嬉しかったですとか言っておられて、対象によるのだと思いました。
会長	投票者の年齢層とか、いろいろな要件で変わるということですね。
委員	自分の好きなというか、勉強になった本というのは、他人に読んでもらいたいという気持ちがあるのではないのでしょうか。だからこのバトルは面白いです。
委員	いろんな組合せを考えれば、また面白いかもわかりませんね。
事務局	やってみたいと思われる方が他にもおられたら。
委員	やってみたいね。
委員	聞いてみたい。
事務局	小さいグループでは全員参加というのが原則になっていますが、いろんな方法があるので、まずは聞いてみて参加したくなったら参加してみるということでよいと思います。

委員	他の方でやりたい方もけっこうおられるのではないのでしょうか。
委員	とりあえず2人でビブリオバトル立ち上げ委員になったらよいのではないですか。
事務局	まず内輪でこんなもんだという体験をしていただけたらと思います。
委員	協議会委員で1回予行練習をやってみましょう。
委員	そうするとあの本好き、なんて言っているけど、もう2回も3回も読まないといけません。
委員	小学生は本を読んでいるのですか。中学生が少ないのですか。
事務局	昨日市内の中学校にブックトークに行ってきたのですが、そこで協力員さんと話していますと、その方は小学校と中学校も行っておられるのですが、格段に利用が違うようで、小学校の方が読むそうです。中学校でも1年生は読むけれども、2年生3年生はあまり読まないということで、それは図書室のある位置にもよるということを伺いました。図書室に近い学年は来る。遠くなると来ない。図書館と同じだなあと思いました。
副館長	委員からの提案の続きですけれども、

[続きの説明]

委員	芸術新潮で春画をそのまま掲載して、誰でも見られるということがありますが、公共図書館として、それを置くにあたって、図書館で専門司書として職員の間で制限を設けるべきか論議があったのかどうかを知りたいです。あくまで表現の自由にかかわりますから、各図書館それぞれが、判断をするということで、時代も変わっていますから出しましょう、ということになったのか、そういうことはなかったのか、その辺のところを知りたいなということです。
事務局	雑誌に関しては、芸術系と、カメラの関係ですが、写真系については、ときどきそういったヌード写真の特集がでてまいります。雑誌の担当者が受け入れ等をさせていただきますので、子ども達が手に取りそうで、ちょっと気になるということについては、館内で協議をさせていただきます。たまたま芸術新潮に関しましては、若年層の関心を得るような表紙ではないという判断で、館内で話し合うということはありません。少年法の関係があるものについては、ある一定の記事の場合は、閲覧制限を設けるということもあります。
委員	少年法というのはありますが、芸術などは法律的にどうということはないですからね。そこで、人の主観で持って手を加える。だから非常に問題がありますね。
事務局	選書の件につきまして、ご質問だったように伺っていますが。
副館長	選書について具体的にどんなふうに行っているかということですが。
委員	それで、どうかなあと思ってお伺いしました。
事務局	説明させていただきます。雑誌コーナーにも置いている新刊のリストで、週刊新刊全点案内というものを使用して、職員全員がみて図書館購入したい本にチェックを入れて、週に1回選書会議で決定をしています。内容ですとか、金額が高価であるとか、その時に決められないものにつきましては県立図書館からお借りして検討し

	<p>ています。また、新刊以外のものについても選書をしています。例えば、新聞とか、雑誌の書評に載ったもの、あるいは利用者からの問い合わせとか、レファレンスの回答のときに気が付いた本、あとは、汚破損の買い替えもリストアップして検討をしています。それから、県立図書館の本の返却も受付をしています。この本ならば、湖南市の図書館に置いておいたほうがいいのではないか、というものについても検討をしています。各図書館で棚の担当職員が、情報収集をしてリストアップしたものを、選書会議で検討しています。また、利用者からのリクエストも、検討をしています。購入に関してはそのようなことですが、寄贈図書というのをございまして。いろんなところから送られてくるものとか、新聞記事などでお分けしますよという記事を職員が気が付いて、依頼するようなケースもあります。利用者からのお申し出によるものにつきましては、現在はベストセラー、あるいは、郷土資料で、湖南市、滋賀県に関するものを中心にいただいております、すべてを受け入れるということはありません。</p>
委員	<p>最後におっしゃったのは、複本の購入のかわりに、すでに買われてもう読まないから、寄付をいただくということですか。</p>
事務局	<p>ホームページなどでみていただいております。お気づきのこともあるかと思うのですが、1冊の本につきまして予約の方が、30人ぐらいおられることもありますので、そういう場合に、補充で購入することも検討しておりますが、そういった申し出がありましたらありがたいと思っております。</p>
委員	<p>今の関係ですけどこんな本を読みたいとか、市民の方からの依頼とか、そういうのはどれくらいあるんですか。</p>
事務局	<p>予約については、昨年度19,816件になります。未所蔵のものについては、石部の図書館で週に10冊から20冊甲西の図書館ですと、20冊から30冊程度毎週あります。それを、流通しているものとしていないものがありますので、流通しているものについては購入の検討、あるいは出版年が数年前のものを今から買うのも、というものについては、県内他の図書館から借りるということもしております。</p>
委員	<p>そのうちで、答えられるのは何冊くらいなんですか。</p>
事務局	<p>読んでいただけるようにするということでは、基本的には100%です。ただ、一部選書対象から除外しているものがありまして、コミックですとか、受験の問題集ですとか、そういったものはお断りすることもあります。</p>
委員	<p>図書館にない場合これは購入してもいいということですか。</p>
事務局	<p>基本的には1年以内に出版されたものについては、購入を考えておりますが、その方だけが使われるのではないかと判断されるものとか、非常に高価な専門書であるとかというものに関しては、県立図書館が持っている方がよいものもあります。県民の方のリクエストですので、県立図書館で選書会議にかけてもらうということもあります。基本的には、100%の提供ということを目指しています。</p>
館長	<p>ただ購入する場合には現在の甲西図書館なり石部図書館なりの蔵書の構成という</p>

	のがありますので、同じようなものばかりを購入するということにはならないように、バランスを考えながらということになります。
事務局	リクエストされたものにつきましても、類書があるので、こういったものでいかがでしょうか、という提案もさせていただいて、それがあんなら十分だとおっしゃる方については、そちらを借りていただくということはありません。
委員	年に 19,800 も
事務局	予約を含めてです。
委員	いつも利用させてもらっているのも、非常に努力していただいているのはものすごく感じます。忘れていたのかなと思う頃に届くときもあるのですが、依頼していますとってくれるし、誠意を持って対応していただきます。
会長	質問なのですが、湖南省の状況は分かりました。滋賀県でないところの友達に聞くと、滋賀県はそんなことをしてくれるの、っていう他府県の方が圧倒的に多いです。我々は滋賀県にいたら、湖南省以外のところでもそのようなことをやっているということですが、滋賀県のほかの図書館はどんな感じですかね。滋賀県のほかの図書館もだいたいそのような努力目標でやっておられるのですか。
副館長	県内は湖南省と同じという訳ではありませんが大体そうです。
会長	奈良県は友達に聞いても断られたとかね。京都市でなくて城陽市かな、意外とそうでないところもあります。
委員	20年ほど前に石部図書館で本のリクエストしたら、そう高いものではないですが、すぐを買ってくれてびっくりしたことがあります。
委員	皆さんにお聞きしたいのですが、インターネットを使って図書館を利用されている方って何人くらいおられますか。横断検索ね、滋賀県のどこにあるか全部出るんですよ。
事務局	滋賀県立図書館のホームページの方から、県内図書館横断検索というのがございまして、そちらのほうで見ていただけます。
委員	ちなみに予約貸し出し、ここの貸し出し中のものは、予約処理ができますよね。3分の1とか3分の2とかでるのは、あれは順番ですか。
事務局	3人予約されているうちの1番目、2番目ですということです。
委員	それまで出るんです。
委員	ちゃんとしてもらえるから、いい加減なことは頼めません。
事務局	読んでみたいと思う本を提供するというのが図書館の大きな役目です。すべて蔵書にするということは不可能ですので、その辺りは、相互貸借と言っておりますが、もう絶版になっている本でも、県内の図書館、県内になくとも県外の図書館にあるものは取り寄せさせていただきます。国会図書館のほうからの取り寄せもさせていただいて、とにかく読んでいただくということができるといことが、図書館の仕事だと思っております。
会長	それはやっぱり県立図書館のバックアップというのは、要は車で配達してくれる。

	この前見学しましたよね。車があつて。
事務局	一週間に1回、各自治体の拠点館を巡回をいただいています。湖南省市に関しては、甲西の図書館に毎週水曜日に来てもらっています。
委員	ありがとうございます。この前「はだしのゲン」で、偏った考え方の人で、出さない方がよいということで、出さなくなったとか、新聞にでてはいますがけれども、そのようなことはないですか。図書館に並べてある本に対して文句言いに来るとか、すぐにしまえとか言う人はありますか。
事務局	まったくないということはないです。
委員	今回の「はだしのゲン」の本の問題は対応の仕方が悪かったわけです。あれが仮に公共図書館であればそういうことはなかったと思います。的確な対応をしたと思います。やはり学校図書館というものがまだ専門司書を置いていませんし、そういう一部の強い意見に対して何の知見も示すこともできず、閉架してしまったことが問題で、公共図書館であればそういうことはないと思いますね。専門家の言葉をお借りすれば、外部からの学校図書館に収集と提供に責任を持つべき専任の司書教諭や、正規の学校図書館司書もおらず、外部からの指摘に誰もきちんと説明できない体制であることが一番の問題であるということが書いてあります。システムとして脆弱で機能していないところが問題だったと思いますね。図書館であったとしても、それはきちんと対応できると思います。
会長	新聞記事についてお願いします。

[新聞記事について説明]

会長	ありがとうございます。最後に次回の日程はだいたいいつ頃になりますか。
副館長	だいたい、早くて5月か6月ですね。委員さんの交替もあるかもしれませんので。
館長	交代される委員がいらっしゃると、4月の定例教育委員会に提出する必要がありますので、少なくともそれ以降ということになります。
会長	それでは、本日は皆さんお忙しいところ、ありがとうございました。